

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 平沼 健

1 日時

平成19年8月7日（火曜日）

午前10時4分開会、午後0時7分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

平沼健委員長、高橋昌造副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、嵯峨耄朗委員、熊谷泉委員、田村誠委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、野崎担当書記、吉田併任書記、宮併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、佐藤道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、佐々木県土整備企画室企画担当課長、
早野建設技術振興課総括課長、藤原建設技術振興課技術企画指導担当課長、
深澤道路建設課総括課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、水野道路環境課総括課長、
若林河川課総括課長、佐藤河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、
沢口都市計画課総括課長、西尾都市計画課まちづくり担当課長、
佐藤下水環境課総括課長、鈴木建築住宅課総括課長、茅森建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、竹本港湾課総括課長、白崎空港課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

継続調査（県土整備部関係）

(1) 総合評価落札方式について

(2) アセットマネジメントについて

9 議事の内容

○平沼健委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により調査を行います。

調査の進め方でございますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、総合評価落札方式について調査を行います。

当局から説明を求めます。

○藤原技術企画指導担当課長 それでは、総合評価落札方式につきまして、概要版により説明させていただきます。表紙をめくりまして、まず公共事業を取り巻く状況でございますが、厳しい財政状況の中、公共事業が減少しておりまして、ダンピングとよく言われる過度な安値受注が増加しております。また、不良、不適格業者の参入や粗雑工事が発生するなど、公共工事の品質の低下が全国的な課題となっております。

2ページでございます。工事における品質低下の具体的な事例について、3点ほど御紹介したいと思います。新聞記事につきましては、不鮮明なものとなっておりますが、見出しだけでもと思ひまして、あえて掲載しましたので、御参考にさせていただきたいと思ひます。

最初の事例でございますが、東北地方整備局が管理する山形県内のトンネルにおいて定期点検を実施したところ、コンクリートの厚さの不足が判明したものであります。その後の調査におきましても、施工した建設会社は巻き立て厚さの測定資料を偽装するなど不良工事を隠す行為を行っていたことが確認された事例でございます。この補修工事によりまして、片側通行の規制が約1年間発生したものであります。

3ページをお開き願います。2点目の事例でございますが、岐阜県が発注した橋の耐震補強工事におきまして、耐震補強用アンカーボルトの定着長が不足していたものですが、これは下請業者からの告発で明らかになったものであります。このことから、落橋防止機能が働かず、震災時に安全確保ができない状況になったものでございます。

4ページでございます。3点目の事例でございますが、これも東北地方整備局が発注した橋梁工事で、平成14年10月の完成を予定していましたが、最終確認で測量を実施したところ、架設した橋げたが水平にずれていたことが判明したものでございます。これは、誤って製作した部材をそのまま使用し、架設工事を行った際にずれたものであります。その是正工事に伴いまして、供用時期が約1年おくれたということでもあります。

そのほか国土交通省の調査によりますと、平成14年度までは手抜き工事は600件台であったものが、平成15年度には900件台まで急増したということが報告されております。このような状況から公共工事の品質確保の促進に関する法律が制定されております。

5ページをお開き願います。公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法ですが、公共工事の品質確保により、安全の確保、環境の保全、福祉の向上、経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成17年1月に議員立法として通常国会に提出され、平成17年3月30日には可決成立するとともに、同年4月1日より施行されているものであります。

6ページでございます。この法律の第3条では基本理念が示されておりますが、価格と品

質が総合的にすぐれた内容の契約、談合等の不正行為及び不適格業者の排除、民間事業者の能力を適切に評価するよう配慮、などの内容が挙げられております。また、第6条では、発注者の責務としまして、入札及び契約方法の選択、契約相手の決定を適切に実施することとされているほか、第11条、12条では、競争参加者に対し技術提案を求め、技術的能力を審査することが定められております。この法律が背景となり、価格評価だけでなく、受注者の技術力を評価する方式としまして、総合評価落札方式が導入されたものであります。

7ページをお開き願います。総合評価落札方式を導入することによりまして、工事の品質の確保、向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるとともに、談合が行われにくい環境が整備されるなど、効果が期待されているものであります。本県でもこの趣旨を踏まえまして、品確法に基づく対応方針を定めるとともに、昨年度から簡易型と標準型で試行を実施しておりますが、簡易型につきましては本年度より2型を新設し実施しているところであります。

8ページでございます。次に、県土整備部における総合評価落札方式の試行概要について説明させていただきます。まず、簡易2型につきましては、設計額が2,500万円以上5,000万円未満、簡易1型では5,000万円以上1億円未満、標準型では1億円以上の入札に適用しております。技術評価点につきましては、簡易2型で最大10点、簡易1型では15から20点、標準型では20から30点としております。算出方法につきましては、簡易型では加算方式、標準型では除算方式となっております。なお、技術提案書を提出しなかった者は、入札に参加できないこととしております。これらの方式の詳細につきましては、順次説明させていただきます。

9ページを開いていただきます。最初に、簡易型について御説明いたしたいと思っております。簡易型における評価項目と配点というのですが、その表が受注者の技術力を評価する内容となります。1つ目は、企業の施工能力ですが、施工実績の有無や過去の工事成績を評価するもので、簡易1型、2型とも配点は6点となっております。2つ目は、配置予定技術者の要件ですが、施工経験の有無等について評価し、配点は2点です。3つ目は、地域精通度ですが、工事を実施する地域内に主たる営業所があるかないか、また災害活動の実績の有無などによって評価することとなりますが、配点は2点。4つ目は施工計画ですが、これは簡易1型についてのみ評価するものであります。工程計画が適切であるか、発注者が指定した課題について工夫や配慮がなされているかということの評価するものとなっております。これらにつきまして、3から4段階程度に区分をしまして、例えば、評価が平均的であるか、評価ができない等に区分しまして評価されるものであります。また、簡易2型は満点で10点、簡易1型につきましては、一般的な工事では15点満点としておりますが、工事の難易度が高いと判断された場合は20点満点として評価することとしております。

10ページでございます。これは、簡易1型における評価方法について具体例を示したものでございます。上に計算式を示しておりますが、加算方式と言われるものでございます。 $100 \times (1 - \text{入札額} \div \text{予定価格})$ 、これが価格評価点となります。先ほど説明いたしました技

術評価点との合計点で評価することとなります。

下の表は予定価格を1億円とした場合の事例でございます。まず、A社について。入札額8,700万円であったとしますと、予定価格が1億円でございますので、入札額÷予定価格は0.87となります。1から0.87を引きますと0.13。それに100を掛けますと13点となり、それがA社の価格評価ということになります。同様にB社は入札額が8,500万円として計算しますと、価格評価点は15点。C社は入札額が9,500万円ですと5点となります。次に、技術評価点ですが、先ほどの方法により評価した結果、A社は11点、B社は7点、C社は13点であったとしますと、これらの結果からA社を合計しますと24点、同様にB社が22点、C社が18点となり、A社が最高点ということで落札者となるというものでございます。

11 ページをお開き願います。次に、入札業務の流れについて、簡易1型を例に御説明いたします。従前の業務は白枠で示しておりますが、総合評価落札方式において追加された業務につきましては、ピンクの枠により示しております。総合評価方式では、まず振興局土木部において、あらかじめ定められております技術提案の評価基準により発注計画を策定します。これについて、県庁における学識経験者を交えた総合評価技術評価委員会の審査、承認を受け、施行伺い、入札審査会を経まして、入札公告となります。入札公告後には、入札参加を希望する企業から技術提案書が提出されますが、それを発注した振興局における工務課長など監督員3名で技術点について採点を行います。次に、その採点した結果につきましては、妥当であるかどうか、振興局土木部や入札担当課長で構成される評価委員会が審査を行います。その間に入札を行います。技術審査が終わった時点で開札を行い、同時に価格について評価し、合計点を算出することとなります。その後、学識経験者の意見を聞いた上で落札者を決定し、工事着手ということになります。

12 ページでございます。次に、学識経験者の意見についてですが、契約相手を決定する場合に、価格競争によりがたく、今回のように総合評価方式により落札者を決定する場合には、地方自治法施行令におきまして、学識経験者の意見を聴くよう定められております。このことから、県土整備部では学識経験者として大学の教授、国土交通省岩手県河川国道事務所の副所長さん等をお願いしております。総合評価を行う基準を定める、さらには落札者を決定するに際しましては御意見を伺っているところであります。

13 ページをお開き願います。次に、標準型における評価項目と配点でございます。1つ目の企業の施工能力、2つ目の配置予定技術者の要件、3つ目の地域精通度は、先ほど説明しました簡易型と同じ内容でございます。この3点の配点につきましては、次の技術提案を重要視して高配点としていることから、簡易型の2分の1としています。4つ目の工事特性に応じた技術提案の内容でございます。維持管理費を低減するコスト縮減、盛り土の締固め管理などの性能、機能の向上、通行規制期間の短縮等の社会的要請の3項目のうち、その工事において最も重要と考えられる基礎項目につきまして、発注者が技術提案を求め、これを評価するものでございます。配点につきましては、通常は15点にしていますが、橋梁やトンネルなど技術力を要する場合には、20から25点満点として、さっきの施工能力や精通度

3項目の5点を加え、合計20から30点満点で評価することとしております。

14 ページでございます。次に、設計額1億円以上を対象にして行います標準型の評価方法でございます。上に計算式を示しておりますが、これは除算方式と呼ばれるもので、先ほどの技術評価点に100点を加え、入札額でこれを割る式でございます。

下の表は、予定価格を2億円とした場合の例でございます。まず、A社でございます。入札額は1億8,500万円。最小の単位を1億円として見た場合の少数で置きかえております。これは、最終的に評価点を比較しやすくするために単位を整えたものでございます。同様に、B社は1億8,000万円が入札、これは1.80。C社は1億9,500万円です。1.95となります。

次に、技術点ですが、先ほど説明した方法で評価したところ、A社は18点、B社は10点、C社は13点であったといたします。これを計算式に当てはめると、A社における総合評価点は技術評価点18点に100点を加えたものを、入札額の1.85で割り、結果は63.7837点ということになります。同様の方法で計算しますと、B社は61.1111点、C社は57.9487点となり、総合評価点が最高であるA社が落札者となります。

なお、調査基準価格を下回った場合は、別途低入札価格調査制度により調査を行った上で落札者を選定することとしております。ちなみに、除算方式は国土交通省が実施している方式でございます。評価点に100点を加えておりますのは、技術点とは別に価格点を評価するためのものでありますが、技術点についても入札額で割っておりますから、入札額による影響が比較的大きい評価方法となっております。簡易型における加算方式は、技術点が価格に影響されることがないことから、技術力の高い企業には好まれると言われております。手法の選択については、試行結果等における課題と考えております。

15 ページをお開き願います。平成18年度の試行結果につきまして説明いたします。平成18年度は簡易型14件、標準型8件、合計22件を実施しております。左の円グラフを見ますと、価格が2位以下だったが技術点が1位のもので、技術点が価格点を上回っている、いわゆる逆転したものが3件で14%となっております。また、価格も1位ではありましたが、技術点が1位から3位の者が64%となっており、技術点が高かった場合は全体で78%となっておりますことから、総合評価落札方式の一定の効果はあったものと考えております。

しかしながら、技術点が下位であったにもかかわらず、価格により落札した者が23%ほどとなっております。今後におきましては、課題やさまざまな意見、要望を踏まえまして制度を改善しながら取り組みを進めていきたいと思っております。

16 ページでございます。平成19年度試行に当たっての主な改善点について御説明いたします。一つ目の対象業種につきましては、18年度は土木、建築、電気、機械、舗装、のり面工の計6業種を対象としておりましたが、今年度は全業種に拡大して取り組むこととしております。

二つ目の技術評価点につきましては、18年度の試行結果や他県の取り組み状況を参考としながら、技術配点を見直したものであります。

三つ目の会社の施工実績及び配置予定技術者実績につきましては、発注が減少していま

すことから、過去10年の実績を15年の実績としております。

四つ目の工事成績につきましても、同様に過去2年から過去4年に延長しております。

五つ目ですが、建設業界からの声も踏まえまして、建設業者の新分野進出や新卒者の雇用対策の状況について評価することとしました。

六つ目の事務処理につきましては、処理期間を短縮するため、簡易型につきましては振興局で事務処理を完結させるとしております。

17ページをお開き願います。今年度の対応方針でございます。今年度は110件について試行する予定でございます。試行結果を検証し、来年度の取り組みを拡大することとしていきます。また実施が困難である各市町村につきましては、岩手県総合評価落札方式研究会を設置しまして、国と県が連携しまして各市町村への支援に努めていくこととしております。

以上で総合評価落札方式の概要についての説明を終わります。

○平沼健委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か質疑、意見等はございませんか。

○嵯峨耆朗委員 入札にかかわった総務部と、県土整備部の役割分担とか、かかわりはどうなっているのかお聞きします。

○藤原技術企画指導担当課長 総合評価落札方式は、入札参加した中から契約相手を決める方式でございます。入札参加につきましては地域ごとに、施工条件ですとか、これらから決まってくるわけございまして、基本的には入札参加については総務部、それから評価、決定という総合評価方式については県土整備部が担当しているということでございます。

○嵯峨耆朗委員 実際に両方の部で手を取り合って決定するという理解でいいですか。

○藤原技術企画指導担当課長 そのとおりでございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。細かい質問ですけれども、地域精通度という評価がありますね、災害の活動実績とか。これはそのとおりだと思うのですが、今は隣接する振興局のところでそれぞれ参加できるのですね。例えば久慈振興局の場合には二戸とか盛岡とか。そういった場合に、災害活動の実績というのは、果たして久慈振興局の工事の発注があった場合に、恐らく盛岡の業者とか、それはわからないですが、これは久慈だけではなく、盛岡振興局であれば久慈の業者が来るのでしょうかけれども、その場合にどういうふうに評価ができるのかなど、素朴に思ったのです。書いてはあるけれども、実際には地域精通度というのはどこまで有効な尺度なのだろうかという疑問があります。

それと、標準型と簡易型で地域精通度の評価点が違いますよね。なぜそうなのか。

○藤原技術企画指導担当課長 まず、技術点の配点でございますが、特に技術力を要する場合には高配点とすると、技術力を要さないというか、技術力が一般的な工事については比較的低い評価点としているということでもあります。

それから、災害の活動でございますが、災害時における応急対策業務に関する協定というものがございまして、これに協定者として入っているということが条件となります。基本的にはほとんどが加入しているという状況でございますが、支障がないというか、各振興局で、

基本的にはだれでも入れるような、入札に参加できるような状況ではあるということでございます。

○平沼健委員長　そういう回答でよろしいですか。

○嵯峨壱朗委員　よくないです。質問が悪いのかもしれないのですが、要するに、隣接する振興局の管内なら参加できるわけですよね。その場合に、例えば災害活動の実績という表現がある場合には、実際災害が起きた場合に、応急的に、例えば重機を持って行って処理するとか、そういうことかなと僕は思っているのです。そういった場合に、例えば久慈の場合、河川でも何でもいいですけども、何か壊れた場合に、では盛岡の振興局管内にある建設会社の人が行って災害活動ができるのかどうかと。つまり、書いてあるけれども、実際には評価できない場合も出てくるのではないですかということを知っているのです。どういうふうにしてそれを評価するのかということです。今は久慈の例ですけども、それはどこの地域も一緒ですね。そう思って見たのです。

もう一点は、簡易型と標準型で、地域精通度の点数が違いますよね、2点と1点と。この違いはなぜなのか、なぜそう違うのか。

○藤原技術企画指導担当課長　まず、先ほどの災害協定とか災害時の活動実績でございますが、これにつきましては、先ほどの協定に加入するというのが条件でございます、加入していればどこの業者でも加点されるというものでございます。

○嵯峨壱朗委員　実績がなくてもいいということでしょうか。

○藤原技術企画指導担当課長　というか、要はその協定に基づいて、それに参加していれば加点されるということになります。

○沖河川港湾担当技監　地域精通度につきまして補足説明させていただきます。災害協定というのは県全体でもやっておりますが、各振興局ごとにも管内でやっております。ですから、基本的にはその地域性をできるだけ評価しようということをまず前提としております。そして、さらに、協定に入っている業者さん方が、どこでそういう災害活動なりをやったかということを実績として振興局から確認をいただいているところで、その実績をまず評価すると。協定の中に入っていることを前提として、さらにその中での実績が振興局で確認されて評価されるということになっております。

それから、技術力を簡易型と標準型で変えたということは、標準型の方が比較的、求める技術力を評価されると。

(嵯峨壱朗委員「そうじゃなくて、地域精通度の点数が違うということ」と呼ぶ)

○沖河川港湾担当技監　技術力の配点を重点にしたために、地域精通度の点数を若干低くしたということでございます。要するに、地域精通度も考慮するのですが、それ以上に技術力を評価したということで、そういう配点になっているわけでございます。

○嵯峨壱朗委員　わかりました。協定に入っているだけではなく、実際の実績を評価すると。ということは、実績ゼロの場合もあるわけですよね、場合によっては。ということは、同じ振興局管内でも地理的に不可能な場合があって、そういった実績がゼロという場合もある

わけですね、隣接の場合は。という理解でいいですかね。つまり、ある程度地元配慮したというとらえ方ではまずいのかもしれないけども、そう理解します。

あと、価格評価点というのがありますよね。例えば、簡易1型。これは、何を基準に差をつけるのですか。一番安いのが、一番点数が高いというふうなとらえ方でいいですか。

○藤原技術企画指導担当課長 従来のおり価格が安いか高いかということの評価するのが価格評価であります。ですから、従来の価格評価もあわせて技術評価点と合計しまして、それで総合的に評価するというものでございます。

○嵯峨耆朗委員 そうではなくて、価格評価点の決め方です。つまり一番安い価格を入れたのが一番高いのですかということです。

○藤原技術企画指導担当課長 そのとおりでございます。

○嵯峨耆朗委員 ということは、そうは言いながらも低入札再調査でしたか、何と云ったか、それに該当する場合には、もう点数はゼロということでもいいのですか。

○藤原技術企画指導担当課長 そのとおりでございます。評価というか施工できない場合は失格と。すべて、低入札で評価・・・

○嵯峨耆朗委員 ちゃんと質問を聞いていてください。私は一生懸命やっているつもりなのですが、私の説明の仕方が悪いのでしょうかけれども、要するに価格評価点というのがありますね、この評価点の点数のつけ方を聞いているわけです。それで、価格の低いものが高い点数になることまではわかりましたけれども、それが低過ぎた場合にはどうなるかということを知っているのです。

○藤原技術企画指導担当課長 点数が低過ぎた場合というのはですね。

(嵯峨耆朗委員「点数ではなく、価格が低過ぎた場合」と呼ぶ)

○藤原技術企画指導担当課長 価格が低過ぎた場合は、低入札価格調査審査会というのがございまして、その中で適切な価格かどうかを審査しますから、その中で評価しまして合格にするか不合格にするかというふうな話でございます。そして、その評価委員会の評価の中で、その価格で工事ができるということであると、そのまま契約されるということでございます。

○嵯峨耆朗委員 ちょっと、そういう意味ではないのですけれどもね。ではもう一回、違う聞き方をするとですね、今の話は、低入札でそのままですと、実際工事が完工できるかどうかというのを判断してどうこうということですが、総合評価の場合は、例えば価格評価点と技術評価点をプラスして評価するわけでしょう。その前段として、もう既に入札額が低入札価格というか、予定よりも低い場合には、それでも総合評価の対象になるのかどうかということを知っているのです。

○藤原技術企画指導担当課長 評価の対象にはなりません。ただ、先ほど言いましたように、低入札の場合は調査、審査するということになります。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。わかりましたけれども、仮に物すごく安い価格を入れれば、評価というのはぐんと高くなるわけじゃないですか。それだったら無駄をしないでもう、最

初の段階で、再調査価格以下の場合は、もうしないのでしょうか、総合評価まで持っていかないわけですよね。それでも総合評価するわけですか。

○平沼健委員長 要するに、参加が可能かどうかということでしょうか。

○嵯峨壱朗委員 そうそう。最初から評価の対象になるかどうかということ、安過ぎるやつが。

○早野建設技術振興課総括課長 低入札の場合は、低入札価格調査制度というのがございます。調査基準価格を下回る場合は調査をいたします。施工をできるかどうかを調査いたしまして、できるとなれば、これはオーケーということになります。そこで落ちれば、これは失格ということになります。

(嵯峨壱朗委員「そうか、では総合評価の対象にはなるのか」と呼ぶ)

○平沼健委員長 よろしいですか。

○嵯峨壱朗委員 いいです。

○平沼健委員長 そのほかございませんか。室温が上がってきましたので、上着を取って結構です。

○阿部富雄委員 1 ページの公共事業を取り巻く状況のところですか。まとめて質問しますから、答弁漏れのないようにお願いします。

まずこの中で、不良・不適格業者の参入が、今の状況として出ているわけですが、県建設工事請負資格というのは審査しているわけですよね。この業者が果たして県の建設工事の資格に適合しているかどうかということを審査しているにもかかわらず、こういう不良・不適格業者が参入してくるとのこと自体、請負資格の審査が不十分だといいますか、十分になされない、そういうことがこうした不良・不適格業者の参入を招いているということになるのではないのでしょうか。どのような資格審査を行って資格を認めているのか、まずその点をお答えをいただきたいと思います。

それから、二つ目は、粗雑工事の発生でございます。これは、今までであれば設計監理ということで、金額の高いものについては現場で専門の人が管理に当たるということもありましたし、あるいは工事期間中を通じて管理に当たるとか、そういう方向である程度防げたというふうに思うのですが、今の工事の発注のあり方というのは、そういう部分が欠落している。そういうことが、結果的に粗雑工事を発生させているのではないかと。言うなれば設計監理、それから抜き打ち検査だとか中間検査だとか、そういうものをきちんとやってこなかったということが、こういう粗雑工事を多く発生させていることにつながっているのではないのでしょうか。現在、そうした設計監理だとか中間調査等というのは、私が見ている範囲では業者が写真を撮って、写真検査で机上で済ませているケースが多いのかなというふうに見ているわけですが、やっぱりそういうことはやめて、きちんと現場に足を運んで検査をするという、そういうふうな形でこういう粗雑工事を防止するという方針に切りかえるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

3 点目は総合評価落札方式、これは法律で決まっていることですから言ってもしょうが

ないと思いますけれども、技術提案書を提出しなかった者は入札に参加できないというふうになっているわけですね。この技術提案書というのは、そもそも発注側がきちんと技術を確立して、その上で発注すべき中身のものだというふうに私は思うのです。それを入札業者に対して求めるといって、まあ、提案型というふうな言い方をすることもできませんけれども、安全の問題であるとか、企画の問題などについては、やっぱりこれは発注側がきちんと示して行うべきものであって、こうした技術提案云々というのはなじまないものだと思うのですけれども、この辺について、技術提案を提出しなかった者は入札に参加できないということ自体、いかななものかなというふうを感じるわけではありますが、どのようなお考えをされているのでしょうか。

それから、最後になりますけれども、一番重要なのは、16 ページに書いてございますが、施工実績を重視するということです。これは、これで必要なことだろうと思いますけれども、ただ、条件付一般競争入札工事の中には、元請として何年以上の経験がなければならないとか、あるいは主任技術者だとか管理技術者を確保しておかなければならないという規定があるわけです。それはそれでいいのですが、問題は、元請として何年以上の実績がなければ入札には参加できないというものがあるわけです。そうしますと、現時点で元請をしたことのない業者は、未来永劫入札には参加できないということになりますよね。これでは、建設業にとって不合理な内容になるのではないかと。もっと簡単に言えば、元請のもとに、下請をやっている業者もあるわけですから、そういう下請も、元請業者になるための実績としての経験を加えるとかという、そういう公正な形で、下請をやっている方々も入札に参加できるというふうな制度に改めるべきだと思いますけれども、以上の4点についてお尋ねします。

○早野建設技術振興課総括課長 1 番目と4 番目についてお答えしたいと思います。

まず、請負資格審査につきましては、2年に1度審査をいたしまして、県営建設工事の資格者名簿に登録をしております。例えば土木であれば特A、A、B、Cという等級別区分ごとに登録しております。

それで、どういう形で審査をしているかということになりますけれども、基本的には経営事項審査というものを受けていただくわけですが、この経営事項審査の点数と、それから主観点と言っていますけれども、県独自の評価点数がございますが、その点数、それが総合点数になります。それと、あと全体として、審査基準の中では、例えば地方自治法施行令に定める成年被後見人ですとか被保佐人とか、そういったものではないということです。あるいは、資格の停止処分を受けていないとか、県税を納めているといったようなところも審査いたします。そうした上で要件を満たす者、欠格要件に当たらない者につきまして、総合点数でランクづけをするといったようなことで資格審査をしております。

それから、四つ目の請負の話でございますが、元請につきましては、業種によりましては建築とか、それから専門の仕事につきましては、元請実績を求めているわけがございます。ただ、それは特殊専門工事とか建築とか専門でございますので、実績がない業者に対して請け負わせるということはなかなか難しいという判断だろうと思います。ただ、一般土木につ

きましては、元請だけではなくて1次下請の実績も認めるようになってございますので、1次下請の方で実績を重ねれば、元請の方にも入ってこれるといったようなことでございます。

○藤原技術企画指導担当課長 まず、粗雑工事につきましては、低入札となった場合には、現場監督の回数を倍にふやす等行っておりまして、現場を重視して対応してございます。

それから、入札参加ができないというお話でございますが、参加者がその工事をどの程度理解しているか、それを判断するために技術提案書の提出を求めているものでございます。

○沖河川港湾担当技監 補足説明させていただきます。粗雑工事につきましては、我々は、施工の各段階で現場で確認すること、それから写真で確認すること、いろいろ細かく規定しておりまして、できるだけ現場で、最低限現場で確認できるものは現場で確認すると。今委員のおっしゃるとおりでございますが、それが多少徹底されていない部面もあるかもしれませんが、これをしっかりと徹底させてやっていくということで、今基準等も見直しております。各段階の現場の確認というのをしっかりとやっていきたいと考えております。

また、技術提案につきましては、それぞれの業者が、我々が発注した公共調達につきまして、どれだけ発注前に理解しているか、勉強しているか、それからその中で生かせる企業努力みたいなものはないのかというような、ある程度その工事についての理解度を判断する材料として評価の手段としております。

○阿部富雄委員 最初に、不良・不適格業者の関係ですけれども、2年に1度審査をしているということですが、では県内の場合について言えば、具体的に欠格要件として審査された業者が今まで何業者あったのか。それから、そういう審査を通っても、不良・不適格業者として位置づけられたといたしますか、そういう業者というのは県内ではどの程度あったのかお尋ねしたいと思います。

それから次ですが、答弁順にいきますね。元請実績の関係については、土木については1次下請も一定程度実績として認めることにしているということですが、それはそれで大変いいことだと思いますけれども、特殊なもの、橋梁だとか、あるいは建築、こういうものについてはまだ認めていないということですが、よく官製談合という言葉を使いますが、私はある意味、こういうことは官製談合の1つではないかなと思うのです。特定の4社とか5社しか、元請実績が5年、10年とかないわけですから、そうすると、その業者の範囲の中でしか落札できないということになるでしょう。やはりこれは不合理だ。

したがって、こういう特殊工事、建築工事についても、やっぱり順次下請実績を認めて、入札に参加できる資格を与えるように、入札資格条件というのを変えていくべきだというふうに思うわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、粗雑工事の発生ですけれども、現場にも足を運んで確認しているということですが、これは抜き打ちで行っているのですか。事前に業者の方に連絡して行っているのでしょうか。抜き打ちでなければ、やっても意味がないと思うのです。抜き打ちで、実際に工事を

やっているところに行って、その工事状況をきちんと確認するというのが本来の確認のあり方だというふうに思うのです。ですから、まさにその業者とすれば、事前に、あした来るよと言われれば、それなりのことはだれだってやるわけです。そういうことのないようにすべきだというふうに私は思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから、その技術提案については法律で決められている中身でありますから、これ以上ここで言っても何ともならないと思いますので、その分については終わります。

○早野建設技術振興課総括課長 資格審査でどれぐらいはねられたかということでございましたが、先ほどちょっと説明不足でございましたけれども、こういう資格登録の際、技術者要件というのがございまして、例えば一級技術士何名とか、そういった資格があるわけですが、そういうところではねられたところは結構ございます。

それから、ペーパーカンパニーのことです。ペーパーカンパニーというのは、俗に技術力とか施工能力を全く有しないペーパーカンパニーですとか、あるいは経営を暴力団が支配している、それから対象工事の規模あるいは必要とされる技術力から見て、適切な施工が行い得ない企業、あるいは過大受注によって適切な施工が行い得ない企業、これを俗にペーパーカンパニー、不良業者と呼んでおります。ペーパーカンパニーですとか暴力団については、資格審査の中で警察等の意見も聞きまして排除できると考えておりますが、中には技術力から見て、施工を行い得ないような者もあるかもしれません。ちょっと、実数については把握していないところでございます。

それから、下請実績のお話がございました。県営建設工事の技術確保を図る場合に、ある程度技術力を持った業者というのは必要なのかなというふうに思っております。ただ、委員おっしゃるとおりで、官製談合というお話がございましたけれども、そこをどう兼ね合いをつけるかということだろうと思っております。これにつきましては、私どもの所管ではございませんで、入札の担当部局に委員のお話しの趣旨を伝えたいと思います。

○沖河川港湾担当技監 工事現場の確認につきましては、仕様書で、ある程度各段階の確認をすることは業者も承知しておりますので、その都度業者と日程調整しながらやっておりますが、それ以外はできるだけ現場のパトロールで、監督員なり、工務課長なりが現場に行って、できるだけ多く現場を見るように、さらに一層心がけていきたいと思っております。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

○小田島峰雄委員 15 ページであります。15 ページに平成 18 年度の試行結果がございまして、技術点下位の受注者が受注したケースが 23%あると書いてございます。そこで、技術点が下位なのだけでも受注してしまった、落札してしまったというケースでございまして、施工を確保するためにどのような御努力をされているかということです。下位だから十分注意しながら工事を施工されているとは思いますが、どういった方法で設計どおりの成果品を求めているのかというあたりでございまして。

それから、いわゆる技術点が下位だったけれども、低入札にも当たらないから落札したということではございまいしょうから、そういうことをまずお聞きしたいと思っております。

それから、もう一つは、最低制限価格がどうなっているのかということだと思いますが、低入札価格を防止するのであれば、あらかじめ最低制限価格を設けて、それ以下だったら失格だよということにしておけば、もっと手間暇が省けるのではないかと思うのですけれども、現在の県営工事で最低制限価格の設定というのはどういうふうになっているのかをお聞きをしたいと思います。

それから、技術点下位の受注者 23%の最後の施工実績はどうだったのか。やっぱり技術点下位だったから粗雑な工事になったとは、そういうことにはならぬとは思いますが、結果として施工実績がどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、11 ページでございますけれども、入札の実施に入りまして、入札公告から落札者の決定まで、時間的には幾らかかっているのですか、何日間という単位なのか、何時間という単位になるか。ちょっとその辺が実際にわかりませんので、それをお聞きしたいと思います。

○早野建設技術振興課総括課長 従来、最低制限価格という制度を設けておりました。7月1日に入札制度の改正がありまして、最低制限価格というはなくなりました。それに関する改正内容ですが、順を追って御説明申し上げますと、1億円以上の工事につきましては、低入札価格調査制度をとっておりますが、さらに今回の改正で変動型失格基準価格というものも設けました。これは、入札金額の低い順から6割までの札の平均額に90%を掛ける。それを下回れば、それはもう無条件に失格ということになります。ですから、調査基準価格未満のもので、変動型失格基準価格を下回れば、それはもう無条件失格ということになります。

それから、1億円未満の工事につきましては、最低制限価格を廃止いたしましたけれども、それに相当する制度適用価格というものを設けております。全く同じ考え方ですけれども、その制度適用価格未満のもので、先ほどお話ししました失格基準価格以下のものについては、無条件に失格といったような制度の改正が行われております。

○藤原技術企画指導担当課長 まず、技術点が低い場合の監督でございますが、この場合は通常の監督を行ってございます。先ほど来、現場についての確認を強化するようとか、お話がございましたので、そのように努めてまいりたいというふうに考えます。それから施工成績はどうであったかということでございますが、特に粗雑工事はなかったと聞いております。

それから、総合評価にかかる日数でございますが、総合評価につきましては、通常の入札に比べまして3週間ほどふえるということがございまして、今年度は2週間程度に縮減していくということでございます。

○小田島峰雄委員 つまり低入札にも該当しないで、技術点が下位の者が受注するというのは、やっぱり価格が大きなウエートを占めるということでございますね。さっきも、そういった部分を改善するためにと、御説明があったと思っておりますけれども、もう一度説明をしていただきたい。そういう反省を踏まえて次の試行に当たっていくということらしいのでご

ざいますけれども、そういう部分。技術点の下位の者ができるだけ受注できないような仕組みをどうやってつくるかと、こういうことでございます。

もう一つは、矛盾するかもしれませんが、技術点が下位であっても頑張って安い札を入れた人たちが、施工上、技術点は低いかもしれないけれども、懸命に頑張っているものをつくり上げる努力をしているかもしれない。そういうことをどう評価されるのか。そうしませんと、結局、実績のある大きな会社だけが工事を受注していくというようなことにもなりかねないわけでございます。弱小業者がなかなか受注できないような仕組みになってしまったら、これは果たして県全体で見た場合に、いいことなのか悪いことなのか、ちょっとその辺がわからない部分もでございます。この辺のところを御説明いただければと思います。

○沖河川港湾担当技監 工事成績との関係ですけれども、先ほど早野総括課長が説明したとおりです。低入札調査基準価格以上の者については、通常の施工管理基準で行いますが、調査基準以下で、それから失格基準以上の間の者については、通常の施工管理基準の倍の基準で、施工管理を求めていますし、監督の方もそういう頻度で現場の監督に当たるということで、低入札で入札した者については現場の管理監督もさらに強化していくということでございます。

それから、低い価格で落札して、受注した工事に対して一生懸命やっているということにつきましては、工事成績の中にそういうものが反映されるような仕組みになっております。その工事についての成績で反映させて、次の受注機会を得られるような配慮をしているということです。

○平沼健委員長 ほかにございませんか。

○高橋昌造委員 単純な質問で恐縮でございますが、まず品確法の法律の制定の趣旨からいくと、先ほど御説明があったわけでございますが、標準型という、技術力を重視するということは何か理にかなっているような感じがするのですが、簡易型と標準型に分けた理由、そして1型と2型に分けたこと、それが第1点。

それから2点目には、いわゆる全19業種にわたって総合評価落札方式を採用すると。その議論の過程の中で、全業種にこの方式がなじむ、なじまないという議論があったかと思えます。その辺のところをお聞かせ願えればと思います。

それから、先ほどからもお話があるのですが、この簡易型と標準型の中で、技術点下位の受注者が23%。これが、簡易と標準型と分けた場合はどのような状況なのか、これをまとめた23%なのではないかなということですか。

それから、4点目でございますが、技術提案項目で簡易型は施工計画、標準型は工事特性に応じた技術提案と。私は、施工計画が非常に大事ではないのかなと思うのですけれども、これを簡易型と標準型でなぜこういうふうに分けたのか、項目ですね。もし議論がなされた経過があれば、その辺のところを教えてください。

それから、先ほどの説明の中で、下請の内部告発によって、工事の施工にいろんな問題があったということですが、技術提案項目の中で、先ほど1次下請の話があったのです

が、その辺の元請と下請の関係ですね。何ぼ立派な技術提案を出されても。やはり元請がしっかり、下請または、もちろん発注者側でもきちんとした管理監督、その辺のところを今後どのようにしてしっかりやっていくのか。提案だけが立派でも中身が伴わなければならないわけですので、そういったことの監視というか、そういったことを当局ではどのように考えているか、お聞かせ願えればと思います。

○西畑県土整備部長 なぜ簡易型と標準型に分けたかということでございますが、まず最初は、国の方式に倣ったというのが実情でございます。国の工事は、割と大きな工事が多いわけでございます。それが標準というような言葉になっておるわけでございます。県では1億円以上の工事と。1億円ぐらいの工事を受注する企業というのは、施工計画書はもうつくって当たり前の企業でございます。ですから、それよりさらに、例えば道路の工事であれば、周辺の方々に迷惑をかける時間を短縮するためには、企業でどれぐらいの工夫をさせていただけるのか、そういった新たな、こちらでもきちんとして提案を示しているわけですが、それを超えたような提案を求めるようなことを想定したものが標準型です。まあ、さらに高度提案型というのがあるのですけれども。

ただ、岩手県の場合には、それよりも小さな工事が多いわけでございます。昨年は5,000万円から1億円の間を簡易型と言っておりますけれども、これにつきまして、一応、過去の実績とか、過去に会社がやってこられた工事の成績点の平均点とか、そういった部分で評価するとともに、施工計画書をあらかじめつくっていただいて、これはきちんとしたものでなくて、簡易など我々は呼んでおりますけれども、つくっていただいて、この企業ではきちんと施工ができるのだなということを評価させていただくということでございます。

そして、今年度さらに、また簡易1型と2型と、ややこしくなっておりますけれども、今年度から一般競争入札が広がりまして、ほとんど全県が一般競争入札になったわけでございます。そうしますと、5,000万円以下は今まで指名競争入札でやっていたのが、一般競争入札になるというような形で、そこでは施工計画というよりは、企業の施工能力でありますとか、担当される技術者の施工能力でありますとか、それから最初に議論ありました地域への精通度でありますとか、こういった部分をまずきちんと評価しようというような趣旨で、この3つの方式になっているわけでございます。

○藤原技術企画指導担当課長 まず、23%の技術評価が下位で落札した件数でございますが、全件数で5件、その中で標準型では2件、それから簡易型で3件となっております。それから全業種に拡大した動機でございますが、これにつきましては、昨年度実施した結果を踏まえて対象を拡大して、今年度試行してみようという趣旨から行いまして、課題等について検討して本格実施を目指そうとしたものでございます。

それから、施工計画と技術提案と、それぞれなぜ分けるのかということでございますが、技術提案をさせるというのは技術力を要する、要は企業を適切に評価するというところで課題に対する提案を評価することであり、それと施工の方法を評価するというところで分けてございます。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって総合評価落札方式についての調査を終了いたします。

続きまして、アセットマネジメントについて調査を行います。当局から説明を求めます。

○水野道路環境課総括課長 それでは、橋梁のアセットマネジメントについて御説明いたします。お手元にごさいます橋梁のアセットマネジメントについての資料を御覧ください。1 ページをお開き願います。

まず、日本における橋梁の現状についてであります。2006 年度における国、県、市町村及び高速道路会社が管理している 15 メーター以上の橋梁は、約 14 万橋あります。そのうち建設されてから 50 年を経過する橋梁の割合は、2006 年度現在では 6% の 8,900 橋となっております。20 年後の 2026 年度には 47% と、約半数が建設されてから 50 年を経過する橋梁となります。現在でも既に老朽化した橋梁にさまざまな損傷が発生していますことから、今後多くの橋梁で損傷が発生することが懸念されております。

右の写真にありますように、コンクリートのけたが損傷している橋梁や、塗装の耐用年数が過ぎても塗りかえが行われておらず、さびの発生により鋼桁の部分の厚さが減少していると思われる橋梁があります。最近では、国道 23 号三重県の本曾川橋梁や、国道 345 号山形県の最上川橋梁で、点検の結果、車両が走行するコンクリートの床版を支える鋼板に亀裂が発生しているのが発見され、通行規制を行っているということが報道されております。

2 ページでございます。日本より 30 年早く高齢化が進んだと言われておりますアメリカの橋梁についてであります。上の棒グラフはアメリカの橋梁が建設された年次をあらわしております。アメリカの橋梁は、本格的な建設が 1920 年代から始まり、1940 年ころまでに多くの橋梁が建設されました。これらの橋梁が建設後 50 年を経た 1980 年代から損傷によるさまざまな事故が発生するようになり、荒廃するアメリカと言われております。

アメリカでは 1950 年代から 1982 年まで、ガソリンの税金が据え置かれ、橋梁等の補修に十分な予算が投入されなかったためと言われております。下の棒グラフは、日本の橋梁の建設された年次をあらわしております。日本では、1950 年代から本格的な橋梁の建設が始まっておりまして、アメリカに比べ約 30 年遅れております。アメリカの例から、日本では 2010 年ごろから橋梁の老朽化が顕著になってくるのではないかと予想されております。

3 ページをお開き願います。アメリカでは 1970 年代後半から 1980 年代前半にかけて、橋梁の損傷による事故が相次いでおります。この写真は 1983 年にコネチカット州マイアナス川に架かる高速道路の橋梁が突然崩落したときの写真です。この事故で 3 名の方が亡くなり、3 名の方が重傷を負っております。

次のページからは、我が国の取り組み状況などについて御説明いたします。4 ページでございます。国の社会資本整備審議会道路分科会から本年の 6 月に建議が出されております。この建議の中で、以上御説明した社会情勢を背景としまして、高齢化する道路ストックに対

応した戦略的な道路管理が、道路政策の改革の視点の一つとして位置づけられております。

次に、この建議の中で具体的に施策の提案がなされておりますので、道路管理に関する部分を御紹介いたします。5ページをお開き願います。まず、道路網の計画的な管理と予防保全の推進としまして、今後蓄積した道路ストックのうち、高齢化するものが急増することから、限られた財源の中で投資を効率的に行っていくために、計画的、戦略的に道路管理を行うことが重要となってくる。このことから、道路を大切な資産としてとらえ、限られた予算の中で、長期的観点から施設のライフサイクルコストの最小化を図るアセットマネジメントという考え方に基づいて、戦略的な道路管理を行っていく必要があると提案されております。

また、地方自治体による道路管理での予防保全への転換・支援としまして、地方自治体が事後保全から予防保全への転換を円滑に行えるよう、国が財政的、技術的支援を行うべきであると提案されております。

なお、地方自治体への財政的支援につきましては、既に平成19年度から橋梁の長寿命化修繕計画策定事業が新しい補助制度として創設されております。この事業の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

6ページでございます。道路のアセットマネジメントにつきまして、その定義が国土交通省道路局から出されております。

まず、道路を資産としてとらえる、ということですが、資産は英語でアセットですので、ここにアセットという言葉が出てまいります。

次に、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、とありますが、これは道路構造物を定められた基準により点検し、評価するということでもあります。

次に、中長期的な資産の状況を予測する、ということですが、例えば橋梁であれば鋼桁に何年後にどの程度のさびが発生するとか、何年後に床版コンクリートがどのような状態になるかなど、工学的な手法を用いて予測することでもあります。

次に、予算制約の中で、いつ、どのような対策を、どこに行うのが最適であるかを考慮して、ということですが、限られた予算の中で、管理している道路構造物のどの部分に、どのような方法で、いつ工事を行うのが最適かを考慮するということでもあります。以上のことを計画的かつ効率的に管理、マネジメントすること、これを道路のアセットマネジメントと定義しております。

7ページをお開き願います。橋梁のアセットマネジメントにおける点検から管理の流れについてであります。まず左上ですが、定められた基準により定期的に点検を実施し、橋梁の損傷状況を把握します。

次に、右上ですが、点検結果に基づき、損傷の客観的な評価を行い、その評価をもとに予算制約の中でどのような時期に、どのような工事を行うのが最適かの検討を行い、計画を策定します。

次に、右下ですが、策定された工事計画に基づき計画的かつ効率的な工事を行います。最

後に左下ですが、橋梁の維持管理を計画的に行うため、点検結果や損傷の評価結果、工事計画、工事履歴を記録として保存します。

このような点検、計画、工事、記録管理を各橋梁ごとに継続的に行っていくことが橋梁のアセットマネジメントであります。

8ページでございます。橋梁の長寿命化修繕計画策定事業の概要についてであります。この事業は平成19年度に国の補助事業として新たに創設されたものであります。地方公共団体が橋梁の長寿命化修繕計画を策定する場合、その費用の2分の1を国が補助するという内容になっております。この計画に基づいて、修繕やかけかえを実施していくことにより、橋梁の長寿命化が図られるとともにコストの縮減が図られ、また地域の道路網の安全性や信頼性が確保されることとなります。

9ページをお開き願います。長寿命化修繕計画策定費用の制度の内容についてであります。まず、左側の自治体の対応であります。最初に健全度の把握、これは橋梁点検のことでございます。この点検につきましては、自治体が単独で行うこととなっております、国の補助の対象にはなっておりません。次に、この点検結果に基づきまして、長寿命化修繕計画を策定します。この計画では、橋梁の修繕やかけかえにかかるコストの縮減が図られるよう、個別橋梁ごとの修繕計画を策定します。この計画を策定するに当たっては、学識経験者などの意見を聞くことが条件となっております。また、策定した計画は公表することとなっております。

次に、右側の国の対応についてであります。まず、従来大きな損傷が発生してから対応するという対処療法的な修繕やかけかえへの補助は5年後に廃止となっております。

次に、長寿命化修繕計画策定に要する費用の補助は5年間の時限措置となっております。また、5年後には長寿命化修繕計画に位置づけられた橋梁も、予防的な修繕やかけかえのみを補助の対象にするとなっております。

なお、御説明いたしました5年間の時限というのは都道府県が対象となっております、市町村は7年間の時限となっております。

10ページでございます。岩手県の現状や取り組み状況についてであります。左の棒グラフは本県の年次ごとの完成した橋梁数を示しております。ほとんどの橋梁が1960年代から1990年代までに建設されていることがおわかりいただけると思います。

次に、右の円グラフでございますが、建設後50年経過した橋梁数をあらわしております。本県の15メートル以上の橋梁は、全部で1,106橋ありますが、このうち建設してから50年経過した橋梁は、2006年度では54橋、全体の5%ですが、20年後の2026年には499橋と全体の45%となり、本県の橋梁も全国的な傾向と同様、高齢化が急速に進行することがおわかりいただけると思います。

11ページをお開き願います。岩手県で発生しています損傷の事例についてであります。この写真は久慈市大川目地内の一般国道281号にかかる尻跳2号橋で、平成17年3月に発生した路面陥没の状況でございます。舗装の下のコンクリート床版に発生したひび割れが

進展し、コンクリート床版が壊れてしまい、路面が陥没し、平成 17 年度に床版コンクリートの全面打ちかえ工事を実施しております。コンクリート床版には、橋梁全体にわたって多くの亀裂が発生しており、コンクリート床版を全部取りかえなければならなくなった事例であります。

今後は、アセットマネジメントの手法を導入し、定期的にコンクリート床版のひび割れを点検することによって、路面陥没が未然に防止できるとともに、適切な時期に修繕を行うことによって橋梁の長寿命化を図り、コストの縮減にもつなげていこうとするものであります。

12 ページでございます。この写真は、二戸市福岡地内の一般県道二戸一戸線にかかる岩谷橋でございます。橋の下から撮った写真でございますが、コンクリート床版を支える鋼製の板がさび、さらに床版コンクリートが剥離したことから、鉄筋が腐食している状況であります。この状態を放置しておきますと、11 ページの例で御説明したように、路面が陥没することになりますので、本年度けたの塗りかえとコンクリート床版の修繕工事を実施することとしております。今後は、定期的な点検により、適切な時期に修繕を行うことによって橋梁の長寿命化を図り、コスト削減にもつなげていこうとするものであります。

13 ページをお開き願います。岩手県のアセットマネジメントの取り組み状況についてあります。まず、基本となる橋梁点検についてであります。橋長 15 メーター以上の橋梁につきましては、平成 17 年度から点検を開始し、本年度で完了する状況であります。橋長 15 メーター未満の橋梁につきましても、平成 20 年度から 22 年度にかけて実施する予定であります。なお、この橋梁点検は各橋梁ごとに今後 5 年に 1 回行うこととしております。

次に、橋梁の長さや形式などの諸元データや点検結果、補修履歴などを一括して管理できるシステムを平成 18 年度に構築し、橋梁の長さや形式、建設年度などの諸元データのデータベース化は平成 18 年度に行っております。また、点検結果や補修履歴につきましては、本年度から入力を開始しております。最終的には県が管理しているすべての橋梁の点検結果、補修履歴を入力し、それに基づき適切な管理を行っていくこととしております。

さらに工事計画や予算計画の検討を加えた長寿命化修繕計画を策定することとしております。

14 ページでございます。県内の市町村における取り組み状況についてありますが、さきに御説明いたしました。長寿命化修繕計画は市町村も今後 7 年間のうちに作成するよう国から指導がなされております。基本となる橋梁点検につきましては、既に取り組みを始めている市町村は、県内 35 市町村のうち 3 市町となっております。ほとんどの市町村におきましては、橋梁点検の実施が課題となっております。これは、全国の状況とほぼ同様となっております。

県内市町村が管理する橋長 15 メーター以上の橋梁は 2,275 橋となっております。県が管理する橋梁の約 2 倍となっております。このことから、地域の道路網の安全性、信頼性の確保の上からも、市町村の橋梁アセットマネジメントへの取り組みについて県が積極的に

支援していく必要があると考えております。

15 ページをお開き願います。市町村の橋梁アセットマネジメントへの取り組みの支援といたしまして、県では市町村職員への技術支援を実施しております。橋梁の長寿命化修繕計画を策定するに当たりまして基本となる橋梁点検は、国の補助対象とならないことから、まずこの橋梁点検について、講習会を7月30日及び31日に実施したところであります。今後も情報提供などを含め、積極的に支援してまいりたいと考えております。

16 ページでございます。最後に、県の今後の取り組みについてであります。まず、先ほど御説明いたしました長寿命化修繕計画につきましては、今年度230橋について策定し、平成21年度までの3年間で15メートル以上の橋梁1,106橋の計画を策定いたします。また、橋梁以外の道路施設である舗装や融雪施設、トンネル照明などにつきましてもアセットマネジメントの取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上、橋梁アセットマネジメントについて御説明いたしました。

○平沼健委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんか。

○嵯峨耆朗委員 まず、点検ですけれども、多分点検が一番大事なのですよ。正確性とかは十分なのか。この間テレビを見ていたら、そこに問題があるのではないかという指摘がありましたけれども、どうなのでしょう、実際は。

○水野道路環境課総括課長 本県の橋梁点検は、国土交通省の橋梁点検要領を参考に作成しております。点検は目視を基本としております。目視で点検いたしまして、損傷の部分とか、あるいは損傷の状況が、詳細調査をした方がいいと判断した場合には超音波試験とか、そういう詳細調査に移行することにしておりますので、まず基本的には目視ということと考えております。

○嵯峨耆朗委員 まあ、問題があるとは言えませんよね。ちゃんとしっかりとやっているでしょうから、そのとおりでと思うので、しっかりとやってもらいたいのですけれども、そういった報道もなされていまして、そういう点検がベースとなって計画ができ上がってくるのでしょうか。

もう1点、計画は今立てているということですね。点検が終わった時点で立てて、そして5年以内に立てるという理解でいいですか。

○水野道路環境課総括課長 点検は、15メートル以上の橋梁につきましては、17年度から19年度で点検を行います。計画につきましては、長寿命化修繕計画の国の補助制度が今年度から始まっておりますので、19年度から21年度の3年間で策定しようと考えております。

○嵯峨耆朗委員 そういった説明を受けましたので、わかっていましたが、これは市町村も7年以内にやらなければならないということで、そういった指導等はどうなのか。既に取り組もうとしているところも含めて、あるのでしょうか。それと、計画は立てるのですけれども、実際にはいつからこれに取り組むのですか。計画を立ててから取り組むのですか。立てる前

は、もう対処療法だけやっていくということですか。

○水野道路環境課総括課長 市町村の取り組みにつきましては、説明資料にもございますけれども、盛岡市、花巻市、雫石町が点検を実施しておりまして、花巻市がことし長寿命化修繕計画を策定する予定にしております。

それから、修繕につきましては、長寿命化修繕計画があつて、予防保全的な点検をやって計画をつくるという、先ほど説明したサイクルでやる部分が非常に重要なのですけれども、今のところ県の橋梁は、非常に損傷が進んでいる橋梁もございまして、当面は対処療法とその予防保全的な考え方を併用しながら進んでいかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。それで、今の市町村についての説明は書いているからわかるのです。聞いているのは、つまり、これ以外はどうかという事です。

○水野道路環境課総括課長 失礼しました。ほかの市町村につきましては、7年のうちには修繕計画を策定しなければならないものですから、県としてもぜひ策定するように技術的な指導、あるいはそのほかの支援をしていきたいというふうに考えております。市町村もやはり、やらなければならないなと受けとめているというふうに感じております。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

○小田島峰雄委員 一つだけお聞きいたします。今年から計画策定に要する費用の2分の1を支援するという補助制度ができたわけですが、そこまではいいのでありますけれども、問題は策定をした後、長寿命化のためのハード事業に着手するわけなのですけれども、その支援は大体2分の1と同様の支援制度が創設されと考えていいのでありましようかということが第1点。まだ決まっていないのであれば、それで結構でございますが。

それから、県もそうですけれども、市町村の、特にも昨今の財政環境が非常に悪化している中にありまして、莫大な金のかかるもの、必要性を認めつつも財源の捻出が大変だろうと思うのです。その補助率とその補助残の取り扱いについて、おわかりであればお聞きしたいと思います。

それから、これは維持補修というような事業でございますので、果たして適債事業になるかどうか、おわかりでしたらお聞きしたい。それからまた、県において、これから市町村が行う事業に対して技術支援とか、講習会をやるだけではなくて、もっと積極的にお金の面での御支援をするお考えがあるやなしや、この辺のところをお聞きしたいと思います。

○水野道路環境課総括課長 長寿命化修繕計画につきましては、今のところ、まず計画を策定する上において2分の1の補助をするというのは、国の方から計画にうたわれておりますけれども、それ以降どのように負担面での補助、あるいはそういう支援と、そういうものの計画はまだ打ち出されてはおりませんけれども、基本的には今ある予算の中でハード面はやっていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

ただ、いろんな情勢が変わっておりますので、今後国の方で新たな支援制度の創設とかという事は起こるかもしれないですが、現在のところは今の事業の中でやっていかざるを

得ないのかなというふうに考えております。

それから、補助率ですが、現在は地方道路整備交付金というもので、ほとんどの市町村で実施しておりますけれども、これは2分の1補助でやっています。あと、市町村の支援につきましては、なかなか難しい御質問でございますけれども、できるだけ技術的支援の方を積極的にやって、長寿命化修繕計画をつくらない分には補助の対象にならないものですから、まずそっちの方を支援していきたいというふうに考えております。

すみません、先ほどの補助率ですけれども、交付金事業ですので10分の5.5、55%の補助率でございます。

○西畑県土整備部長 起債の対象になるかどうかは難しい部分があるのですが、道路以外も含めて維持管理という部分について、パトロールだとか草刈りだとか、こういったものは、当然起債の対象にならないのですけれども、物をつくる部分、修繕だというふうに言えば、充当率の問題はあるのでしょうかけれども、起債の対象になるというふうに私は考えております。市町村もそのように申請された方がよろしいかと思っております。

○小田島峰雄委員 そのとおりだと思います。ただ、ハード面についての詳細な計画が出てきた時点で、地方財政計画上に位置づけられると思いますので、これははっきりしてくると思うのですけれども、いずれ維持補修だと認定されれば適債にはなりがたいと、こうなるのでありまして、そうなりますと、一般財源で市町村にやれと言ったって、これはできるものではないと思うのであります。

それを誘導するためにも、県におきましてもある程度、より積極的な誘導部分、例えば10%かさ上げするとか、そういう部分の支援があってしかるべきだと思います。これは、提言だけにいたしておきます。

それから、例えば適債かどうかという問題は、これから決まるにいたしましても、今度は一般財源部分に対する交付税の措置が問題になってくると思います。それを県においても、交付税措置できちんと需要額に参入されるように積極的に働きかけを行うことが大切だと思いますけれども、それについての御所見もお伺いしたいと思います。

○西畑県土整備部長 交付税措置は非常に大事なことであろうと思っております。道路特定財源の確保とあわせて、交付税の措置についても国に要望してまいりたいというふうに思っております。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもってアセットマネジメントについての調査を終了いたします。

この際、ほかに何かありませんか。

○阿部富雄委員 木造住宅の耐震診断、耐震化工事についてお伺いいたします。

御承知のとおり、新潟県の中越沖地震は住宅被害がかなりの部分に出まして、大変苦勞しているようでありまして、御承知のとおり宮城沖地震も、2005年1月1日時点で10

年以内の確率が 50%ですか、それから 20 年以内が 90%、30 年以内が 99%と。確率ですからね、1%の来ない確率もありますから、来ないかもしれませんが、いずれ 99%ということはかなり高い確率だというふうに思っていますし、マグニチュードの規模も 7.5 から 8.0 ぐらいの規模だと。そうなりますと、相当数の木造住宅の被害というのが予想されるわけです。

県では木造住宅診断を実施しておりまして、平成 18 年度までは 1,310 戸やったと。19 年度は 900 戸やると。そして、27 年度までには 1 万戸を目標にしているということですが、まずこの 18 年度までにやった 1,310 戸のうち、耐震工事が必要と判断された住宅というのはどの程度あるのでしょうか。それから、必要とされる金額は、平均的なものでもいいですし、少ないもの、あるいは高いものでも結構ですから、その辺は一体どの程度見込まれているのかお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、こうした耐震診断の結果だとか、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法で建設された住宅とか、こういうものを勘案すると、県内の木造住宅の耐震工事が必要と見込まれるのは、どの程度あるというふうに把握されているのかお尋ねいたします。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、耐震診断の実績についての御質問でございますけれども、耐震診断結果に基づきますと、1,310 戸のうち 95%が震度 6 強の地震が発生したときに崩壊の危険性があるというふうに判断されているところでございます。それで、これらの耐震改修に要する費用でございますけれども、それぞれの工事によって費用は異なりますが、一般的には 100 万円ぐらい、あるいは 100 万円かからないぐらいのオーダーというふうになってございます。

それと 3 点目の、県内の木造住宅についてでございますけれども、これは平成 17 年度末の数値でございますが、木造住宅で、昭和 56 年以前に建築されたものが 18 万戸ございます。したがって、これらのうちの 95%は何らかの耐震対策が必要な潜在的な住宅戸数ではないかというふうに考えているところでございます。

○阿部富雄委員 18 万戸の木造住宅のうち、何らかの耐震工事が必要なのは 95%だということですね。ところが、県は平成 27 年までにまず耐震診断をやるのだよという方針で、具体的な耐震化工事についてのめどというのは全く立てていないわけですね。県とすれば、耐震化工事については、今後どのように対応されていくのでしょうか。

ちなみに、国は 2015 年までということですから、平成 26 年か 27 年ということですね。県の耐震診断が終わるまでに、全国の木造住宅の耐震化を 90%にするのだという目標を掲げているわけです。こういう国が掲げる方針と県の対応というのは余りにもかけ離れているというふうに思うのですけれども、県の耐震化工事の方途というのはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、先ほど 17 万戸と、かなりの部分と申し上げましたけれども、これは建てかえによって更新されるものも含めての数字でございます。現在年間 1 万戸程度建てかえ工事が行われておりますので、そのうちかなりの部分が、今後建てかえによ

って更新されていくものというふうに考えてございます。

それから、県の目標値でございますけれども、国が、現在の住宅の耐震化率75%から10年後に90%に引き上げるというような目標を掲げてございます。県がことし1月につくりました岩手県耐震改修促進計画の中では、現在の県の耐震化率65%を80%に引き上げるというようなことで取り組んでございます。私どもの試算では、これを達成するためには、3,000戸程度の耐震改修が実施されることでこれが達成できるのかなというふうに考えております。

3点目の耐震改修への県のスタンスという御質問がございました。この耐震化促進計画にも位置づけてございますが、まずは所有者の皆さんに自分の住宅の耐震性を把握していただきまして、耐震性に問題がある建築物だということであれば、まずは住民の方々に耐震改修や建てかえを行っていただくというのが、第一に必要なというふうに考えてございます。県といたしましては、この住民の行動を誘導するために二つの観点から取り組んでいくところでございます。

1点目でございますけれども、住民に対する普及啓発でございます。具体的には、一般県民向けの住宅講座、あるいは住宅祭のイベントにおける耐震対策の展示などを行ってございます。それから、二つ目でございますけれども、これは耐震改修に対する支援の広がりというものでございます。

現在、住民に対する支援に取り組んでいる市町村がでございます。平成18年度までに大船渡市、釜石市、陸前高田市の3市で取り組んでおりますが、こういった市町村の取り組みが他の市町村にも広がるよう、関係者により設置いたしました会議の場等を通じて、県として要請をしているところでございます。

それと、さらにもう一つの取り組みでございますが、なるべく住民の方々に、耐震診断の結果、耐震改修が必要であるとされた建物の改修を顕在化させるという意味で、この7月末から市町村と協力して、個別の方々に、具体的に耐震改修をどうするのですか、こうしてみませんかというようなアンケートを実施中でございます。県としては、このアンケート結果等を踏まえまして、耐震対策の検討や、さらなる住民の動機づけに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○阿部富雄委員 わかったようでわからない答弁でした、私にはね。では、もっと具体的に聞きますけれども、県とすれば今の耐震化のことについては県民に対する普及啓発だとか、市町村に支援を要請するとか、それから住民の方々が自助努力でやるとか、そういうふうな啓発をやっているのだということに尽きるような考え方のようですが、私の質問の観点は、耐震化を必要とする場合に、財源的になかなか自己負担でできない方が多いだろうという観点から、県としてこうした耐震化にかかわる補助などについては検討するという考え方を持たないのか。このことをまず1点お伺いをいたします。

それから、7月に耐震化の顕在化をさせるためのアンケート調査を実施しているということですが、一体どういうふうな内容のアンケートをやっているのでしょうか。私に

言わせれば、こういうふうなアンケートだといいと思うのですね、自助努力で解決できない部分の耐震化の費用は、県にどの程度支援を要請するかという内容であるとか、建物全体を耐震化しなくても、例えば寝室だとか居間だとか、日常いるところだけでもやりたいと、そういうふうな中身のアンケートにするとか。あるいは、耐震震度を国が言う 1.0 でなくても、0.8 とか 0.9 とか、レベルがちょっと低くなっても何とかやってみたいとか、そういうふうな中身のアンケートであれば、私はアンケートをとる意味があるというふうに思うのです。単なる耐震化を顕在化させるためのアンケートであれば、私は必要ないというふうに思っているわけですが、そのアンケートの内容と、今私がお話した中身については、どのように受けとめられるかお尋ねします。

それから、最初の答弁と違っているのは、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法によって建てられた住宅は 18 万戸あって、耐震診断を受ければ、恐らく 95%は通らないだろうというふうな言い方をしましたが、その後、新築だとか建てかえて 1 万戸ぐらい減るとか何とかという、そういうふうな言い方をしていました。私がそのことを聞いたのは、現時点で耐震化が必要な住宅は幾らあるというふうに想定しているのかということですので、そのことをもう一回お尋ねしたいと思います。

それから、県の耐震化計画では、65%から 80%に引き上げをするのだと、これでは大体 3,000 戸だというふうに言っておりますけれども、このもととなる資料ですね、県の耐震化計画の 65%というのは、何戸に対して幾らなのでしょう。

それからもう 1 点は、国が 90%の耐震化率を目標にするのだというふうに言っていますけれども、近未来に 99%の確率で予想されるのに 80%でとどめるという、これもちょっといかなものかなというふうに感じるわけですが、国とのその数値の乖離をどのように見ていらっしゃるのか。

それからもう一つは、仮に県が補助制度を導入するとした場合には、いつごろをめどにお考えをされているのかお尋ねいたします。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、耐震改修に対する県の補助の考え方でございますけれども、県といたしましては、この住民アンケートの結果、あるいは市町村の取り組み状況等を勘案しながら、県の助成について検討してまいりたいというふうに考えてございます。したがって、いつごろ県の助成が確実にできるかというようなことについては、現時点では明らかにできる段階ではないと考えてございます。

それから、アンケートにつきましての御質問がございました。これは、委員がおっしゃるように、具体的に耐震診断結果を受けて、建てかえたいと思っているのか、あるいは耐震改修をしたいと思っているのか、あるいは何も考えていないのかというようなことをまず前提として聞いてございます。その上で、特に考えていない、何も考えていないというような方々に対しては、費用的にどのぐらいの見込みで、例えば自己負担が 30 万円の場合はいかがでしょうか、あるいは 60 万円の場合はいかがでしょうか、90 万円の場合はいかがでしょうかというようなケースを想定して、自分の負担との兼ね合いで意向がどういうふうに変

わっていくのか、いかないのかというようなことを聞いてございます。それから、耐震改修をするような予定につきまして、どんな予定になっておりますかというようなことで、なるべく耐震改修につなげていくような内容にするように気を配っているところでございます。

それから、耐震化の目標につきましての国との乖離のお話がありました。国の現状の住宅の耐震化率75%に対しまして、県では65%になってございます。これは、岩手県の特徴として木造住宅の古い年代に建ったものが全国の平均よりかなり多く存在してございます。そういったこともあって、現状が65%というかなり低いものになってございます。それをかなり頑張っ更新して80%まで持っていくというようなことにしてございます。

データの御説明いたしますと、全体の木造住宅で見ますと、県内に約39万戸ございます。それで、昭和56年以前というのが18万戸程度あるというのが現状になってございます。現時点で耐震化が必要な住宅数ということでございますが、この1軒1軒すべてについて耐震診断を行っているわけではございませんので、あくまで推計値ということになりますけれども、今まで56年以前のものについて95%のものが危険があるというようなことが出ておりますので、単純に掛け算をいたしますと、18万戸掛ける95%が耐震化の必要な全体戸数かなというふうに考えているところでございます。

○平沼健委員長 お昼時間になりますけれども、引き続き調査を続行いたします。

○阿部富雄委員 では、簡単に。これから先は職員の皆さんに聞いてもなかなか難しさがあると思いますから、部長にお尋ねしたいと思います。

今岩手県内の耐震化を必要とする住宅の状況等については、説明があったところですが、県の対応についてはまだ具体的ものは出ていないということですが、あす、あさつてにも来るかどうかは別にして、いずれ来ることは間違いない地震に備えるという意味では、防災対策というのは、県政の重要な課題の一つにとらえられているわけですね。

こうした住宅の耐震化対策というのは、県土整備部がやっぱり真剣に取り組まなければ、県政全体を動かすということにはならないというふうに思います。ぜひ部長は庁議の場なり、あるいはそれぞれ県の主要な会議の中で、住宅の耐震化についてもっと積極的に発言をして、県内の住宅の耐震化率を引き上げるための具体策を講じるべきだというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○西畑県土整備部長 御指摘のとおりでございまして、点検だけして、あと何もしないということでは、実際問題として強い県土はつくれないわけでございます。庁内のいろんな会議の場でも、今までも言ってきたつもりではおりますけれども、中越沖の地震だとか、今地震が結構頻発しておりますので、そういうものを踏まえて、さらに、災害対策、地震、津波と全般ありますけれども、特にこの住宅の耐震改修に対する助成ですね、全額というわけにはいかないと思いますけれども、市町村と県とで幾らかでも助成して、住民の方が改修に向かっただけのような環境をつくっていくというのも県の大きな仕事だろうと思っておりますので、市町村とも十分検討いたしまして、早く耐震改修に取り組めるような環境をつくりたいというふうに思っております。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○渡辺幸貴委員 今のことに関連するのですが、私は耐震診断を我が家でもやってみました。そしたら、おっしゃるとおり 95%の危ない方に入っておりましたが、ではそのどこが弱かったのか、計算はどうするのだという、あなたのお宅は、例えば南面は全部ガラス戸がいっぱいあって壁面が少ないのだと。それは漠然とわかりますよね。では、どの辺にどういうふうなはりを足せばいいのかということの指摘は別になくて、ただ点数がこれぐらいだという。

それで、私は住宅メーカーに問い合わせしてみまして、最新の耐震パネルなるものをつけてみたいと。二つなり四つなりどうつけばいいのだと具体的なことを聞きましたら、いや、その接合部分の、要するにはりとはりの組み合わせ部分にも金具をつけた方がいいだろうとか、適当に金額が高くなるような方向で、もっばら言うのです。

ですから、診断では、果たして我が家はとりあえずどこが弱いのだと。真ん中あたりが柱が1本足りないよとか、突っかい棒をつけておけば、とりあえずこの数字があと 10%上がるとか、そういうふうにとりあえず弱点をはっきりと示す診断であればいいと私は思うのです。何かこっちが勝手に想像するだけで、点数だけ出てきたのではさっぱりわからないです。

アンケートを私もいただきましたので書きました。とりあえずやりたいと思うと。補助をもらったならやるかみたいなどころもありましたし、Aの場合にはCの回答欄にいきましょうなんて書いてありましたけれど、その辺がいま一步スムーズではないなど。私は、アンケートを書いて、まだ1週間もたっていませんから。

やっぱり、そういう診断をした以上は、本人も行政も負担していますから、どこが弱いのか具体的に、漠然とでいいですから、いろんな工法があるだろうと思うのですよ、あるかとは思いますが、あなたはこの辺が弱いですよと、だからとりあえず 90%にするためにはこの辺に突っかい棒なりはりなり、何か足せ、ということぐらいはやっぱり診断結果に書くべきだと私は思うのです。その辺の今後の御指導をお願いしたいと思います。ぜひ、その辺の心意気を。

○鈴木建築住宅課総括課長 委員御指摘のように、この耐震診断につきましては、とりあえず自分の家が危ないのか危なくないのかということを知っていただくというようなことで、点数だけを通知するような形になって、それ以上に、建物的にどこを直さないといけないかというのは、改修の前に、やはり精密的な診断を再度やることで詳細は明らかになっていくという性格をとってございます。

ただ、最初の耐震診断を通知する中でも、おおむねどこが悪いのでこういった点数になっていますというようなことが計算上は出てきますので、そういったものも含めて結果を通知するような工夫を市町村と検討していきたいというふうに思っております。

○平沼健委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の調査を終了いたします。

次に、9月4日に予定されております閉会中の委員会についてであります。岩洞第一発電所について、お手元に配付の日程により現地調査を行うこととしておりますので、よろしくお願いたします。委員会室で開会后、バスで現地に向かいますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。